

# 八王子市資源集団回収事業資源回収業者登録実施要綱

平成25年2月1日施行

## (目的)

第1条 この要綱は、八王子市資源集団回収事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、登録を行った団体（以下「登録団体」という。）が、資源集団回収事業を適正かつ円滑に実施するために、登録団体から資源回収をする業者の登録に関し必要事項を定めるものとする。

## (資源回収を行うことができる業者)

第2条 資源集団回収事業の資源回収を行うことができる業者は、資源物を回収し、適正に処理する又は適正に処理する業者に引渡すことのできる業者で、第3条第2項の規定により資源集団回収事業資源回収業者として登録を受けた業者（以下「登録業者」という。）とする。

## (登録)

第3条 資源集団回収事業資源回収業者として登録を受けようとする業者は、次の各号に掲げる書類を提出し、市長に申請しなければならない。

- (1) 資源集団回収業者登録申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第4号様式）
- (3) 従業員名簿（第5号様式）
- (4) 機材一覧表（第6号様式）
- (5) 自動車検査証の写し
- (6) 計量場所一覧表（第7号様式）
- (7) 他市での回収状況（第8号様式）
- (8) 団体名簿（第9号様式）

2 市長は、資源回収業者から前項の申請を受けたとき、次条の登録要件を満たしているか審査のうえ、登録業者として登録するものとする。登録完了後、資源回収業者登録通知書（第10号様式）により登録業者へ通知する。

3 登録の有効期間は、原則2年間（1月1日から翌年12月末まで）とする。ただし、有効期間内に登録した業者の有効期間は、登録日よりその有効期間末日までとする。

## (登録要件)

第4条 登録業者は次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 登録申請以前に、資源物の持ち去り行為をした業者でないこと。また、その業者の代表者が代表者又は従業員となっている業者でないこと。
- (2) 第9条により、登録を抹消された業者でないこと。また、その業者の代表者が代表者又は

従業員となっている業者でないこと。

(3) 登録申請時に、登録団体から回収する予定があること。

(登録業者の遵守事項)

第5条 登録業者は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 登録団体から回収した資源物を、登録団体ごと且つ品目ごとに計量すること。
- (2) 登録団体から回収した資源物は、速やかに適正に処理する又は適正に処理することができる業者に引渡すこと。
- (3) 登録団体へ、計量票等の原本を渡すこと。
- (4) 従業員名簿（第5号様式）に記載した従業員以外に回収させないこと。
- (5) 回収量の虚偽申告等の不正行為を行わないこと。
- (6) 登録団体との契約及びその履行において不正行為を行わないこと。

(調査)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、登録業者に対し報告を求め、もしくは文書を提出させ、または実地に調査を行うことができる。

(変更・廃止)

第7条 登録期間中に登録内容等に変更がある場合は、資源集団回収業者変更届（第2号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 登録業者は、第3条第3項に規定する登録期間内において、登録を廃止しようとするときは資源集団回収業者廃止届（第3号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(公表)

第8条 市長は登録業者より提出された、第1号様式、第7号様式、第8号様式の内容及びその変更内容について公表することができる。

(登録の抹消)

第9条 市長は、第4条各号の登録要件を満たさなくなった又は第5条各号の遵守事項を遵守しなかったと認めた時は、登録を抹消するものとする。

2 市長は登録業者の登録を抹消したときは、その旨を当該業者及び登録団体に通知するものとする。

附則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附則（平成28年3月15日）

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附則（平成29年2月1日）

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附則（平成30年1月15日）

この要綱は、平成30年1月15日から施行する。

附則（令和2年1月15日）

この要綱は、令和2年1月15日から施行する。

附則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附則（令和5年12月12日）

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。